

行田市告示第 7 1 号

行田市道路後退用地等寄附採納に関する要綱を次のように定める。

平成 3 1 年 3 月 3 1 日

行田市長 工 藤 正 司

行田市道路後退用地等寄附採納に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市が行う道路後退用地等の寄附採納に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、行田市道路後退用地等整備要綱（平成 3 1 年告示第 号）の例による。

(寄附の要件)

第 3 条 寄附採納の対象となる道路後退用地等は、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 所有権以外の権利が設定されていないこと。
- (2) 道路後退線上の境界点がコンクリート杭等で明確に表示されていること。
- (3) 建築物、工作物等がなく、既存道路が同じ程度の高さであり、道路用地として支障がない状態のものであること。ただし、市長が認めたものについては、この限りではない。
- (4) 道路後退用地等の土地所有者全員が、寄附について合意していること。

(事前協議)

第 4 条 道路後退用地等の寄附をしようとする者（以下「申請者」という。）は、道路後退用地等に係る寄附採納に係る協議（以下「事前協議」という。）について、行田市道路後退用地等寄附事前協議申入書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて市長に申し入れるものとする。

- (1) 案内図
- (2) 道路後退用地等となる部分の写真（全景が分かる写真 2 枚程度）
- (3) 公図（直近のもの、写し可）
- (4) 土地の登記事項証明書（直近のもの、写し可）

2 市長は、前項の規定による申し入れがあったときは、事前協議を行うものとする。

(事前協議の結果通知等)

第5条 市長は、前条第2項の規定により事前協議を行い、及び必要事項を調査した後、当該寄附採納の可否について決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、その結果を行田市道路後退用地等寄附事前協議結果通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(申請者の責務)

第6条 申請者は、前条第2項の規定により、寄付を受け入れる旨の通知を受けたときは、当該道路後退用地等について、事前協議の結果に基づき、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 道路後退用地等に既存の建築物、工作物等がある場合は、これらを除却すること。
- (2) 道路後退線(法第42条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線をいう。)上の境界点にコンクリート杭等を設置し、道路後退線等を明確にすること。
- (3) 道路後退用地等を分筆登記すること。
- (4) 道路後退用地等に抵当権等所有権以外の権利が設定されている場合は、所有権移転登記前に抹消すること。

(寄附の申込)

第7条 申請者は、前条各号に規定する事項が完了したときは、行田市道路後退用地等寄附申込書(様式第3号)及び行田市道路後退用地等寄附承諾書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて市長に申し込むものとする。

- (1) 案内図
- (2) 公図(直近のもの、写し可)
- (3) 土地の登記事項証明書(直近のもの、写し可)
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、速やかにその内容の審査及び現場確認を行うものとする。この場合において、適正に整備が行われていない

と認めるときは、当該整備が適切に行われるように申請者に指導するものとする。

(所有権移転登記)

第8条 市長は、前条第2項の審査及び現場確認の結果、寄附採納をすることが適当と判断したときは、当該道路後退用地等の所有権移転登記をするものとする。

(寄附手続完了通知)

第9条 市長は、前条の規定により所有権移転登記手続が完了したときは、行田市道路後退用地等寄附手続完了通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(道路後退用地等の整備)

第10条 市長は、道路後退用地等の寄附採納が完了したときは、既存の道路の形態と同様な道路後退用地等の整備工事を行い、適切な維持管理をするものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。